

住宅・建築物のネット・ゼロ・エネルギー化推進事業費補助金
(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業)
交付規程

住宅・建築物のネット・ゼロ・エネルギー化推進事業費補助金
(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業)交付規程

平成24年4月13日
S I I - 2 4 B - 規程 - 0 0 4

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人 環境共創イニシアチブ（以下「S I I」という。）が行う、経済産業省からの住宅・建築物のネット・ゼロ・エネルギー化推進事業費補助金（ゼロ・エネルギー化推進事業）交付要綱（平成24・03・19財資第7号。以下「要綱」という。）第3条に基づく住宅・建築物のネット・ゼロ・エネルギー化推進事業費補助金（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業）（以下「補助金」という。）の交付手続き等を定め、もってその業務の適正かつ確実な処理を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 S I Iが行う補助金の交付は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）並びに、要綱に定めるところによるほか、この規程の定めるところによる。

(交付の対象、補助率、補助金の上限額)

第3条 S I Iは、住宅・建築物のネット・ゼロ・エネルギー化推進事業（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業）（以下「補助事業」という。）を行おうとする者（以下「補助事業者」という。）に対し、補助事業の実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象としてS I Iが認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

2 補助対象経費の区分、補助率、補助金の上限額は、別表のとおりとする。

(予約者の決定)

第4条 補助金の交付を申請しようとするもの（以下「申請者」という。）は、様式第1による補助事業申込書（以下「申込書」という。）をS I Iが定める書類を添付して、S I Iが別に定める時期までに提出し、S I Iから適正な事業内容であることの確認を受けなければいけない。

2 S I Iは、前項の規定による申込書の提出があった場合には、当該申込みに係る書類の審査を行い、適正な内容であると認められる補助事業者（以下「予約者」という。）に対しその旨を通知するものとする。

3 S I Iは、前項の通知に際して必要な条件を付することができるものとする。

4 S I Iは、補助金の交付が適当でないと認めるときは理由を付して、その旨を申請者に通知するものとする。

(申込みの取下げ)

第5条 予約者は、前条第2項に係る通知の内容又はこれに付された条件に不服があり、当該申請の取下げをしようとするときは、当該通知を受けた日から起算して10日以内に、様式第5による補助事業申込取下げ申請書をS I Iに提出し、その承認を得なければならない。

(工事着工届出書の提出)

第6条 予約者は、第4条の通知を受けたときは、様式第2による工事着工届出書をS I Iが定める書類を添付して、S I Iが別に定める時期までに提出しなければならない。

2 予約者は、前項の工事着工届出書をS I Iが定める期日までに提出しなかったときは、当該補助事業申込みにより得た権利は失効する場合がある。

(工事の完了)

第7条 予約者は、S I Iが定める期日までに、当該対象工事（設備の設置を含む。以下「工事」という。）を完了しなければならない。

(計画変更等の承認等)

第8条 予約者は、申込書で提出された工事の内容をやむを得ない理由で変更する必要が生じたとき、あらかじめ様式第3による計画変更承認申請書をS I Iに提出し、その承認を受けなければならない。

2 S I Iは、前項に基づく計画変更承認申請書を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、その旨を通知するものとする。

3 S I Iは、前項の承認に際して必要な条件を付することができるものとする。

(事故の報告)

第9条 予約者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに様式第4による事故報告書をS I Iに提出し、その指示に従わなければならない。

(交付の申請)

第10条 予約者は、工事が完了したときは、完了の日から起算して30日以内又はS I Iが定める期日のいずれか早い日までに、様式第6による補助金交付申請書（兼工事完了報告書）をS I Iに提出しなければならない。

(交付の決定)

第11条 S I Iは、前条の規定による補助金交付申請書（兼工事完了報告書）の提出があった場合には、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定を行い、様式第7による補助金交付決定通知書により、その旨を補助事業者に通知するものとする。

2 S I Iは、前項の通知に際して必要な条件を付することができるものとする。

3 S I Iは、補助金の交付が適当でないと認めるときは理由を付して、その旨を通知するものとする。

(交付の条件)

第12条 S I Iは、補助金の交付を決定する場合において、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

(1) 補助金の対象となる工事の内容は、補助金交付申請書（兼工事完了報告書）に記載されたとおりとする。

(2) S I Iは、第14条の規定に基づき、提出された補助金交付申請書（兼工事完了報告書）の内容の審査及び必要に応じて現地調査を実施し、交付すべき補助金の額を確定し、通知する。

(3) 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律 第179号以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び交付規程の定めるところに従わなければならない。

なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意すること。

① 適正化法第17条の規定による交付決定の取消し、第18条の規定による補助金等の返還及び第19条第1項の規定による加算金の納付

② 適正化法第29条から第32条までの規定による罰則

③ 相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。

④ S I I の所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。

⑤ 補助事業者等の名称及び不正内容の公表

(4) その他、S I I の付した条件を遵守しなければならない。

(債権譲渡の禁止)

第13条 補助事業者は、第11条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部をS I I の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあつては、この限りでない。

2 S I I が第14条第1項の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者がS I I に対し、民法（明治29年法律第89条）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、S I I は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者がS I I に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

(1) S I I は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。

(2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。

(3) S I I は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

3 第1項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、S I I が行う弁済の効力は、S I I 事務局長が支出の決定を行ったときに生ずるものとする。

(補助金の額の確定等)

第14条 S I I は、第10条第1項の補助金交付申請書（兼工事完了報告書）を受理したときは、当該申請書に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その申請に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容（第8条第1項の規定に基づく承認をしたときは、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に速やかに通知するものとする。

2 前項の補助金の額の確定は、配分された補助対象経費の区分ごとの実支出額に補助率を乗じて得た額と、対応する区分ごとに補助事業者の決定において申込書で確認された額（変更された場合は、変更された額とする。）とのいずれか低い額の合計額とする。

(補助金の支払)

第15条 S I I は、第14条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に補助金を支払うものとする。

(状況の報告)

第16条 補助事業者は、事業完了後3年間、当該補助金により取得した設備及び住宅（以下「取得財産」という。）の性能等に関して、S I I が別に指定する定期報告書をS I I に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の定期報告を停止するときは、様式第8による定期報告停止承認申請書様式によってS I I に報告し、

その承認を受けなければならない。

(手続)

第17条 補助事業者は、第4条の補助事業申込書、第5条の補助事業申込取下げ申請書、第6条第1項の工事着工届出書、第8条第1項の計画変更承認申請書、第9条の事故報告書、及び10条の補助金交付申請書（兼工事完了報告書）の手続の代行を、工事を実施する者（以下「手続代行者」という。）に対し依頼することができる。

2 手続代行者は、依頼された手続きについて誠意をもって実施するものとする。

3 補助事業者及び手続代行者は、S I Iに提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述があってはならない。

4 S I Iは、補助事業者及び手続代行者が偽りその他不正の手段により手続を行った疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは、補助事業申込みにより得た権利の失効、及び交付申請の却下を行うことができるものとする。この場合において、S I Iは、S I Iの所管する契約の全部又は一部について一定期間指名等の対象外とすること、並びに補助事業者の名称、当該手続代行者の名称及び不正の内容を公表することができるものとする。

(協力)

第18条 S I Iは、補助事業の適正かつ円滑な運営を図るため、必要があるときは補助事業者及び手続代行者に対し、協力を求めることができるものとする。

(交付決定の取消し等)

第19条 S I Iは、第16条第2項の定期報告の停止の承認又は次の各号の一に該当する場合には、第11条第1項の規定による補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

(1) 補助事業者が、法令若しくは本規程に基づくS I Iの処分又は指示に違反した場合

(2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が、補助事業等に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合

(4) 前各号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 前項の規定は、第14条に規定する補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 S I Iは、第1項に基づく取消し又は変更をしたときは、速やかに補助事業者に通知するものとする。

4 S I Iは、第1項の規定による取消しをした場合において、その取消しに係る部分に関して既に補助金が交付されているときは、第6項に定める期限内に当該補助金の全部又は一部の返還を請求するものとする。

5 S I Iは、前項の返還を請求する場合は、第1項第4号に規定する場合を除き、当該補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年利10.95パーセントの割合で計算した加算金を併せて当該補助事業者から徴収するものとする。

6 第4項の補助金の返還期限は、当該請求のなされた日から20日以内とし、S I Iは、第4項の規定に基づき補助金の返還をしようとするときは、次に掲げる事項を、速やかに補助事業者に通知するものとする。

(1) 返還すべき補助金の額

(2) 延滞金に関する事項

(3) 納期日

7 S I Iは、補助事業者が、返還すべき補助金を前項に規定する納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付日までの日数に応じ、その未納付額につき年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

(加算金の計算)

第20条 S I Iは、加算金を徴収する場合において、補助事業者の納付した金額が返還を請求した補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求した補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第21条 S I Iは、延滞金を徴収する場合において、返還を請求した補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該未納付金からその納付金額を控除した額を基礎として当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算をするものとする。

2 前条の規定は、前項の延滞金を徴収する場合に準用する。

(取得財産の管理等)

第22条 補助事業者は、取得財産を補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 S I Iは、補助事業者が取得財産を処分することにより収入があり、又は収入があると認められるときは、その収入の全部又は一部をS I Iに納付させることができるものとする。

(財産処分の制限等)

第23条 取得財産のうち、処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

2 取得財産の処分を制限する期間は、補助金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を勘案して、経済産業大臣が別に定める期間とする。

3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産を処分しようとするときは、あらかじめ様式第9による財産処分承認申請書をS I Iに提出し、その承認を受けなければならない。

4 S I Iは、前項の承認をする場合においては、必要な条件を付することができるものとする。

5 前条第2項の規定は、第3項の承認をする場合において準用する。

6 第2項の規定により定められた期間を経過した取得財産を処分することにより補助事業者が得た収入については、前条第2項の規定は適用しない。

(その他の必要な事項)

第24条 S I Iは、補助事業の実施に当たって、補助事業者から提出され、または知り得た営業秘密について、他用途転用の禁止等の営業秘密を管理する責務を負うことを定める。この場合、当該業務に従事する職員及びS I Iが業務契約等を締結するすべての者（第三者委員会の委員等を含む）に対して守秘義務・情報漏洩に対する契約を締結することを定める。

2 この規程に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項はS I Iが別に定める。

附 則

この規程は、経済産業大臣が承認した日から施行する。

(別表)

住宅・建築物のネット・ゼロ・エネルギー化推進事業費補助金（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業）補助対象費目

補助対象経費の 区分	内 容	補助率	補助金
設 備 費	住宅・建築物のネット・ゼロ・エネルギー化推進事業（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業）の実施に必要な機械装置・建築材料等の購入、製造（改修を含む。）又は据付等に要する費用（ただし、当該事業に係る土地の取得及び賃借料を除く。）	1／2以内	上限額 350万円
工 事 費	住宅・建築物のネット・ゼロ・エネルギー化推進事業（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業）の実施に不可欠な工事に要する費用		

様式第1 (補助事業申込書)

平成 年 月 日

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代表理事 赤池 学 殿

申 込 者 郵便番号
住 所
(ふりがな)
氏 名 印
電 話 番 号
手続代行者 郵便番号
住 所
会 社 名
代表者等名 印

平成24年度 住宅・建築物のネット・ゼロ・エネルギー化推進事業費補助金
(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業)
補助事業申込書

住宅・建築物のネット・ゼロ・エネルギー化推進事業費補助金(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業)交付規程第4条の規定に基づき、下記のとおり経済産業省からの住宅・建築物のネット・ゼロ・エネルギー化推進事業費補助金(ゼロ・エネルギー化推進事業)交付要綱第3条に基づく国庫補助金に係る補助事業の申込みをします。

記

1. 申請する住宅の所在地(新築・既築)

住 所	都道 府県	市区 町村
-----	----------	----------

2. 工事予定期間等

着 工 予 定 日	平成 年 月 日	完 了 予 定 日	平成 年 月 日
-----------	----------	-----------	----------

3. 補助金交付申請予定額

円(対象費用の1/2)
税抜

※補助限度額 一戸あたり350万円

(手続代行者連絡先)

担 当 者	(E-mail: _____ @ _____)		
所 属			
住 所			
電 話 番 号		F A X 番 号	

(備考) 用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。
一般社団法人環境共創イニシアチブが執行する住宅・建築物のネット・ゼロ・エネルギー化推進事業費補助金(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業)は、経済産業省が定めた住宅・建築物のネット・ゼロ・エネルギー化推進事業費補助金(ゼロ・エネルギー化推進事業)交付要綱第3条に基づき、当法人に交付される国庫補助金から、新築及び既築住宅に、高断熱性能、高性能設備と制御機構等を組み合わせ、住宅の年間の一次エネルギー消費量が正味(ネット)で概ねゼロとなる住宅を導入しようとする方に交付するものです。

年 月 日

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代表理事 赤池 学 殿

予 約 者	郵便番号		
	住 所		
	氏 名		印
	電話番号		
手続代行者	郵便番号		
	住 所		
	会 社 名		
	代表者等名		印

平成24年度 住宅・建築物のネット・ゼロ・エネルギー化推進事業費補助金
(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業)
工事着工届出書

住宅・建築物のネット・ゼロ・エネルギー化推進事業費補助金 (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業) 交付規程第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり経済産業省からの住宅・建築物のネット・ゼロ・エネルギー化推進事業費補助金 (ゼロ・エネルギー化推進事業) 交付要綱第3条に基づく国庫補助金に係る工事着工届出書を提出します。

記

- | | | | | |
|----------------------|----|---|---|----------|
| 1. 工事着工 (予定) 日 | 平成 | 年 | 月 | 日 |
| 2. 工事完了予定日 | 平成 | 年 | 月 | 日 |
| 3. 建設住宅性能評価申請 (予定) 日 | 平成 | 年 | 月 | 日 (新築のみ) |

(手続代行者連絡先)

担 当 者	(E-mail: _____ @ _____)		
所 属			
住 所			
電 話 番 号		F A X 番 号	

(備考) 用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。

一般社団法人環境共創イニシアチブが執行する住宅・建築物のネット・ゼロ・エネルギー化推進事業費補助金 (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業) は、経済産業省が定めた住宅・建築物のネット・ゼロ・エネルギー化推進事業費補助金 (ゼロ・エネルギー化推進事業) 交付要綱第3条に基づき、当法人に交付される国庫補助金から、新築及び既築住宅に、高断熱性能、高性能設備と制御機構等を組み合わせ、住宅の年間の一次エネルギー消費量が正味 (ネット) で概ねゼロとなる住宅を導入しようとする方に交付するものです。

様式第3 (計画変更承認申請書)

年 月 日

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代表理事 赤池 学 殿

予 約 者	郵便番号		
	住 所		
	氏 名		印
	電話番号		
手続代行者	郵便番号		
	住 所		
	会 社 名		
	代表者等名		印

平成24年度 住宅・建築物のネット・ゼロ・エネルギー化推進事業費補助金
(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業)
計画変更承認申請書

住宅・建築物のネット・ゼロ・エネルギー化推進事業費補助金(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業) 交付規程第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり経済産業省からの住宅・建築物のネット・ゼロ・エネルギー化推進事業費補助金(ゼロ・エネルギー化推進事業) 交付要綱第3条に基づく国庫補助金に係る計画変更の承認を申請します。

記

1. 補助金交付申請予定額の変更

申込時の額	変更後の額
円	円

(注) 但し、申込時の額を上回るものは認められません。

2. 工事内容の変更

申込時の工事内容	変更後の工事内容

3. 変更の理由

(手続代行者連絡先)

担 当 者	(E-mail: _____ @ _____)		
所 属			
住 所			
電 話 番 号		F A X 番 号	

(備考) 用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。

一般社団法人環境共創イニシアチブが執行する住宅・建築物のネット・ゼロ・エネルギー化推進事業費補助金(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業)は、経済産業省が定めた住宅・建築物のネット・ゼロ・エネルギー化推進事業費補助金(ゼロ・エネルギー化推進事業) 交付要綱第3条に基づき、当法人に交付される国庫補助金から、新築及び既築住宅に、高断熱性能、高性能設備と制御機構等を組み合わせ、住宅の年間の一次エネルギー消費量が正味(ネット)で概ねゼロとなる住宅を導入しようとする方に交付するものです。

様式第4 (事故報告書)

年 月 日

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代表理事 赤池 学 殿

予 約 者	郵便番号		
	住 所		
	氏 名		印
	電話番号		
手続代行者	郵便番号		
	住 所		
	会 社 名		
	代表者等名		印

平成24年度 住宅・建築物のネット・ゼロ・エネルギー化推進事業費補助金
(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業)
事故報告書

住宅・建築物のネット・ゼロ・エネルギー化推進事業費補助金（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業）交付規程第9条の規定に基づき、下記のとおり経済産業省からの住宅・建築物のネット・ゼロ・エネルギー化推進事業費補助金（ゼロ・エネルギー化推進事業）交付要綱第3条に基づく国庫補助金に係る補助事業の事故について報告します。

記

1. 事故の原因及び内容

--

2. 事故に対してとった措置

--

3. 事故が工事に及ぼす影響

--

4. 工事の遂行及び完了予定

--

(手続代行者連絡先)

担 当 者	(E-mail: _____)		
所 属			
住 所			
電 話 番 号		F A X 番 号	

(備考) 用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。

一般社団法人環境共創イニシアチブが執行する住宅・建築物のネット・ゼロ・エネルギー化推進事業費補助金（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業）は、経済産業省が定めた住宅・建築物のネット・ゼロ・エネルギー化推進事業費補助金（ゼロ・エネルギー化推進事業）交付要綱第3条に基づき、当法人に交付される国庫補助金から、新築及び既築住宅に、高断熱性能、高性能設備と制御機構等を組み合わせ、住宅の年間の一次エネルギー消費量が正味（ネット）で概ねゼロとなる住宅を導入しようとする方に交付するものです。

年 月 日

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代表理事 赤池 学 殿

予 約 者	郵便番号	
	住 所	
	氏 名	印
	電話番号	
手続代行者	郵便番号	
	住 所	
	会 社 名	
	代表者等名	印

平成24年度 住宅・建築物のネット・ゼロ・エネルギー化推進事業費補助金
(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業)
補助事業申込取下げ申請書

住宅・建築物のネット・ゼロ・エネルギー化推進事業費補助金（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業）交付規程第5条の規定に基づき、下記のとおり経済産業省からの住宅・建築物のネット・ゼロ・エネルギー化推進事業費補助金（ゼロ・エネルギー化推進事業）交付要綱第3条に基づく国庫補助金に係る補助事業の申し込み取下げの承認を申請します。

記

1. 補助金交付申請予定額 円

2. 取り下げの理由

(手続代行者連絡先)

担 当 者	(E-mail:)		
所 属			
住 所			
電 話 番 号		F A X 番 号	

(備考) 用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。

一般社団法人環境共創イニシアチブが執行する住宅・建築物のネット・ゼロ・エネルギー化推進事業費補助金（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業）は、経済産業省が定めた住宅・建築物のネット・ゼロ・エネルギー化推進事業費補助金（ゼロ・エネルギー化推進事業）交付要綱第3条に基づき、当法人に交付される国庫補助金から、新築及び既築住宅に、高断熱性能、高性能設備と制御機構等を組み合わせ、住宅の年間の一次エネルギー消費量が正味（ネット）で概ねゼロとなる住宅を導入しようとする方に交付するものです。

様式第6 補助金交付申請書
兼工事完了報告書

平成 年 月 日

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代表理事 赤池 学 殿



申込者 郵便番号
住 所
氏 名 印
電 話 番 号
手続代行者 郵便番号
住 所
会 社 名
代表者等名 印

平成24年度 住宅・建築物のネット・ゼロ・エネルギー化推進事業費補助金
(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業)
補助金交付申請書 (兼工事完了報告書)

住宅・建築物のネット・ゼロ・エネルギー化推進事業費補助金 (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業) 交付規程第10条の規定に基づき、下記のとおり経済産業省からの住宅・建築物のネット・ゼロ・エネルギー化推進事業費補助金 (ゼロ・エネルギー化推進事業) 交付要綱第3条に基づく国庫補助金に係る補助事業の工事の完了を報告するとともに補助金の交付を申請します。

記

1. 工事完了日 平成 年 月 日

2. 補助金交付申請額 円

3. 補助金の振込先

金融機関	支店	預金種類	口座番号	口座名義 (予約者本人)
【金融機関名】	【支店名】	普通 当座 貯蓄		【フリガナ】
【銀行コード】	【支店コード】			【氏名】

※7桁の数字を右詰めで記入

(手続代行者連絡先)

担当者	(E-mail: _____ @ _____)		
所属			
住所			
電話番号		FAX番号	

(備考) 用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。

一般社団法人環境共創イニシアチブが執行する住宅・建築物のネット・ゼロ・エネルギー化推進事業費補助金 (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業) は、経済産業省が定めた住宅・建築物のネット・ゼロ・エネルギー化推進事業費補助金 (ゼロ・エネルギー化推進事業) 交付要綱第3条に基づき、当法人に交付される国庫補助金から、新築及び既築住宅に、高断熱性能、高性能設備と制御機構等を組み合わせ、住宅の年間の一次エネルギー消費量が正味 (ネット) で概ねゼロとなる住宅を導入しようとする方に交付するものです。

様式第7 (補助金交付決定通知書)

年 月 日

申請者 氏名 あて

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代表理事 赤池 学 印

平成24年度 住宅・建築物のネット・ゼロ・エネルギー化推進事業費補助金
(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業)
補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付けをもって申請があった住宅・建築物のネット・ゼロ・エネルギー化推進事業費補助金 (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業) 交付規程第11条第1項の規定に基づき、下記のとおり経済産業省からの住宅・建築物のネット・ゼロ・エネルギー化推進事業費補助金 (ゼロ・エネルギー化推進事業) 交付要綱第3条に基づく国庫補助金を付することに決定したので通知します。

記

1. 補助金の対象となる工事の内容は、補助金交付申請書 (兼工事完了報告書) に記載されたとおりとする。
2. 補助金交付予定額 _____ 円 (対象費用の1/2以内)
3. 一般社団法人環境共創イニシアチブ (以下「S I I」という。) は、住宅・建築物のネット・ゼロ・エネルギー化推進事業費補助金 (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業) 交付規程第14条の規定に基づき、提出された補助金交付申請書 (兼工事完了報告書) の内容の審査及び必要に応じて現地調査を実施し、交付すべき補助金の額を確定し、通知する。
4. 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令 (昭和30年政令第255号) 及び交付規程の定めるところに従わなければならない。
 なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意すること。
 (1) 適正化法第17条の規定による交付決定の取消し、第18条の規定による補助金等の返還及び第19条第1項の規定による加算金の納付
 (2) 適正化法第29条から第32条までの規定による罰則
 (3) 相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。
 (4) S I I の所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。
 (5) 補助事業者等の名称及び不正内容の公表
5. その他、S I I の付した条件を遵守しなければならない。

一般社団法人環境共創イニシアチブが執行する住宅・建築物のネット・ゼロ・エネルギー化推進事業費補助金 (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業) は、経済産業省が定めた住宅・建築物のネット・ゼロ・エネルギー化推進事業費補助金 (ゼロ・エネルギー化推進事業) 交付要綱第3条に基づき、当法人に交付される国庫補助金から、新築及び既築住宅に、高断熱性能、高性能設備と制御機構等を組み合わせ、住宅の年間の一次エネルギー消費量が正味 (ネット) で概ねゼロとなる住宅を導入しようとする方に交付するものです。

様式第8 (定期報告停止承認申請書)

年 月 日

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代表理事 赤池 学 殿

補助事業者 郵便番号
住 所
氏 名
電 話 番 号

印

平成24年度 住宅・建築物のネット・ゼロ・エネルギー化推進事業費補助金
(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業)
定期報告停止承認申請書

住宅・建築物のネット・ゼロ・エネルギー化推進事業費補助金(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業)交付規程第16条第2項の規定に基づき、下記のとおり経済産業省からの住宅・建築物のネット・ゼロ・エネルギー化推進事業費補助金(ゼロ・エネルギー化推進事業)交付要綱第3条に基づく国庫補助金に係る補助事業の定期報告停止の承認を申請します。

記

1. 報告停止期間 平成 年 月 日から
 平成 年 月 日まで

2. 報告停止の理由

3. 今後の見込み

(備考) 用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。

一般社団法人環境共創イニシアチブが執行する住宅・建築物のネット・ゼロ・エネルギー化推進事業費補助金(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業)は、経済産業省が定めた住宅・建築物のネット・ゼロ・エネルギー化推進事業費補助金(ゼロ・エネルギー化推進事業)交付要綱第3条に基づき、当法人に交付される国庫補助金から、新築及び既築住宅に、高断熱性能、高性能設備と制御機構等を組み合わせ、住宅の年間の一次エネルギー消費量が正味(ネット)で概ねゼロとなる住宅を導入しようとする方に交付するものです。

様式第9 (財産処分承認申請書)

年 月 日

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代表理事 赤池 学 殿

補助事業者 郵便番号
住 所
氏 名
電 話 番 号

印

平成24年度 住宅・建築物のネット・ゼロ・エネルギー化推進事業費補助金
(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業)
財産処分承認申請書

住宅・建築物のネット・ゼロ・エネルギー化推進事業費補助金(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業)交付規程第23条第3項の規定に基づき、下記のとおり経済産業省からの住宅・建築物のネット・ゼロ・エネルギー化推進事業費補助金(ゼロ・エネルギー化推進事業)交付要綱第3条に基づく国庫補助金に係る財産処分の承認を申請します。

記

1. 処分方法

売却	譲渡	交換	貸与	廃棄	その他(贈)
----	----	----	----	----	--------

その他(具体的に)

2. 処分の時期 平成 年 月 日から(平成 年 月 日まで)

3. 処分の理由

4. 処分の条件(処分することにより収入がある場合には、その金額も記載すること。)

(備考) 用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。

一般社団法人環境共創イニシアチブが執行する住宅・建築物のネット・ゼロ・エネルギー化推進事業費補助金(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業)は、経済産業省が定めた住宅・建築物のネット・ゼロ・エネルギー化推進事業費補助金(ゼロ・エネルギー化推進事業)交付要綱第3条に基づき、当法人に交付される国庫補助金から、新築及び既築住宅に、高断熱性能、高性能設備と制御機構等を組み合わせ、住宅の年間の一次エネルギー消費量が正味(ネット)で概ねゼロとなる住宅を導入しようとする方に交付するものです。